

地域創生のためのNPO寄付制度改革

「地域創生」グループ

2022年3月14日

【若者の緊急提言】 コロナ禍で見た日本の課題と解決策
第6期ジュニア・アカデミア政策提言発表会

主催 日本アカデミア

「地域創生」グループ研究報告書

テーマ

地域創生のための NPO 寄付制度改革

1. 解決すべき課題

私たちは元々地方創生について検討するグループであり、コロナ禍で地方のおかれている状況がさらに厳しさを増していることに危機感を覚え、解決できないかと検討していた。

その中で NPO（民間非営利組織）の役割の重要性を知った。地域問題解決のために地方と NPO が「協働」を行うことは新潟県や茨城県など様々な自治体で見られている。

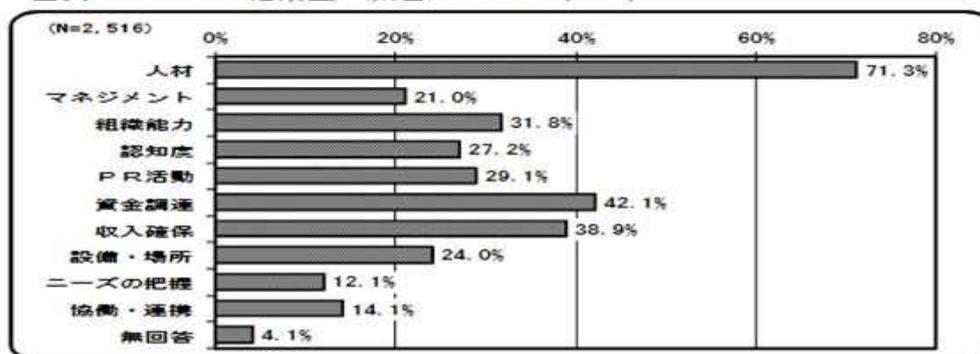
そこで地方創生のためには行政だけではなく NPO 側に対しても改革、提言することが必要になってくるのではと考えた。

NPO 法人は、社会や地域の課題解決のために「政府・自治体や企業では扱いにくいニーズに対応する活動を自発的に行う組織」（日本 NPO センター）であり、福祉、まちづくり、観光、環境、教育など 20 の分野がある。活動範囲は、町内会から国境を越えた活動まで広く行われている。

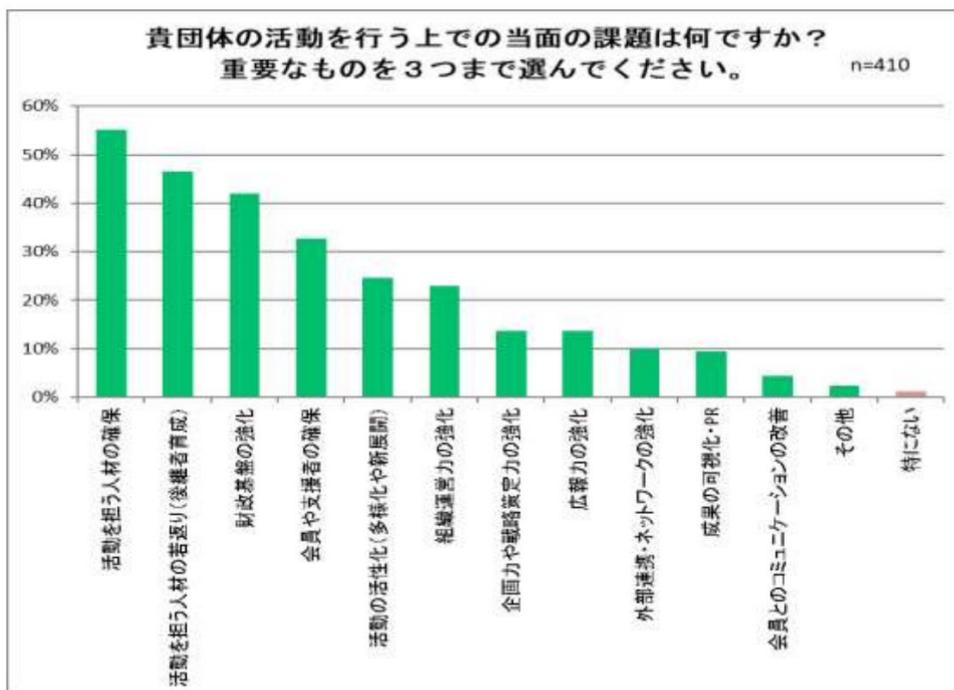
我々は、そうした NPO の中で、特に、市や区といった範囲で活動をする NPO に焦点を当て、NPO 支援のための方策を提言する。

NPO の課題として、古いデータではあるが、平成 20 年において最も多いのが「人材」71.3%、次いで多いのが「資金調達」42.1%、三番目に多いのが「収入確保」38.9%である。

図表 2-1-47 活動上の課題について (M.A.)



中小機構 アンケート結果に見る NPO の現状より最新のデータであると、環境 NPO だけに限ったものになるが、「活動を担う人材確保」55%、「人材の若返り」47%、「財政基盤の強化」42%となっており、人材と金銭が NPO の大きな課題となっている。



(日本の環境 NPO/NGO の活動と課題に関するアンケート調査報告より)

人材確保が不十分であるのは、企業とは違い、金銭面で不安が残るために、ボランティア中心の活動となっているために組織基盤がなく、継続性がないことが理由として考えられる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、NPOは更なるダメージを受けた。「新型コロナウイルス」NPO 支援組織社会連帯 (CIS) の2021年10月の報告によると、コロナ禍で経営が悪化したNPOの割合は7割以上に上る。また、各県のNPO支援センターやNPOセンターの調査でも、その傾向が明らかになっている。和歌山県では、126団体のうち、「影響が出ている」は全体の9割。経営面で7割に影響が及んでおり、理由は「活動の縮小による収入減」が35団体、「利用者の減少」が28団体、「会員や会費の減少」が26団体あり、「委託や補助金など行政資金の減額」も10団体を数えた。収入の減少幅は最大800万円に至った。(ニュース和歌山HP)

一方で、コロナ禍において、NPOの重要性は増している。感染拡大のため子ども食堂は開催できないが、収入が減った家庭や、ひとり親世帯にむけ、食糧を提供、配布するフードバンク事業や、住む場所を一時的に提供する事業などがその代表例である。行政が実践することが難しい事業を、NPOが行い、多くの人を救っている。また、企業や個人による支援の受け皿としても、NPOは機能している。筑紫フードバンクへの食品の寄付は、2019年度は約9.5トンだったが、コロナの影響が本格化した20年度は約3倍の約27.3トンに達した。北九州市の「フードバンク北九州ライフアゲイン」も19年度の48・8

トンから 20 年度は 90・5 トンに増加。寄付の窓口役を担う「福岡県フードバンク協議会」は昨年 3 月に約 140 団体だった協力者が今年 10 月現在では約 200 団体まで増加した。(西日本新聞 HP)

このようにコロナ禍においても、NPO が地域社会において不可欠な存在であることが明らかになった。しかし、NPO をめぐる現状は悪化の一途を辿っており、特に人材不足と資金不足は対処すべき喫緊の課題である。我々は、資金不足を解決すれば、それが人材不足の解決にも繋がり、NPO の悪循環を解消できるのではないかと考え、資金不足を一番の課題として取り上げた。

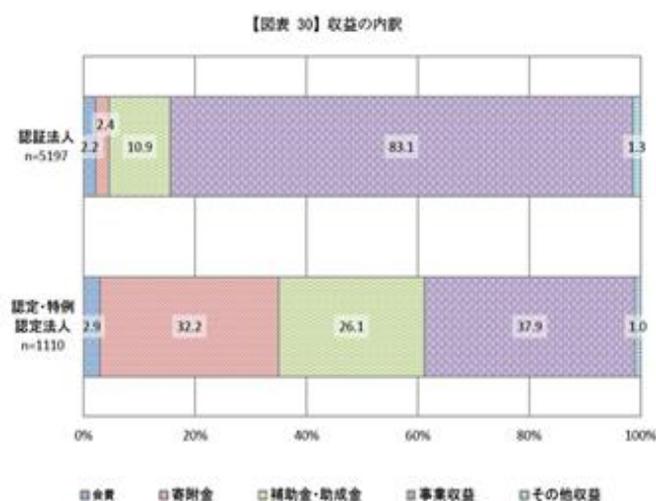
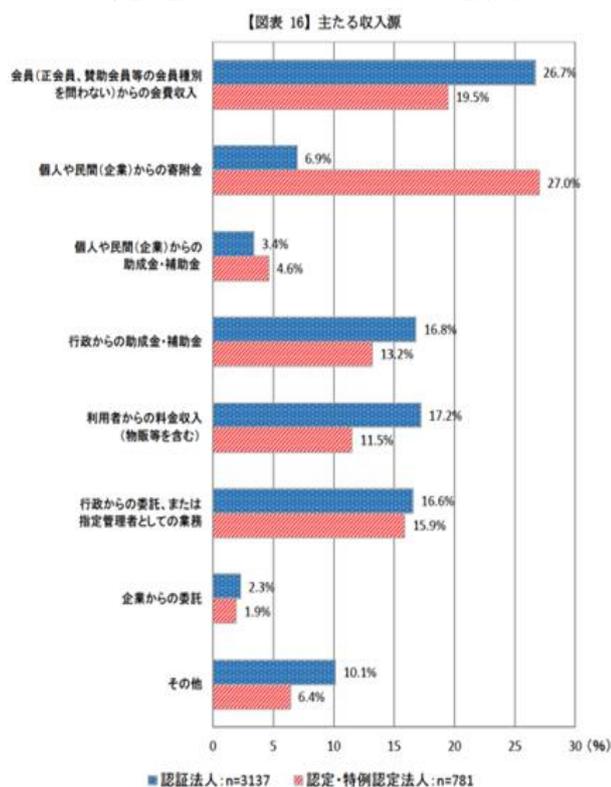
2. 問題意識

解決すべき課題について、私たちが認識する問題意識は、以下の通りだ。

現在、金銭的な支援の仕組みが十分に整っていないこと、財政の問題が影響していると考えられる。

新型コロナウイルスの影響で地方税収入や国税 5 税の法定率分の大幅な減少や、社会保障費の増加が見込まれることにより地方の通常収支にかかる財源不足は 10.1 兆円となり、新たに NPO 活動を支援する動きは出にくい。

内閣府 (2020) の調査によると、NPO の収入源について、認定法人では個人や企業からの寄付が全収入の 26% を占めているのに対して、認証 NPO は 6.9% と 20% 以上の差がある。また下のグラフからも分かるように、認証 NPO は認定 NPO に比べ寄付を受けにくい現状がうかがえる。



認定 NPO ではない認証 NPO 法人は寄付に対する取り組みそのものがおろそかであり、取り組みを行っていない法人が 67.1%と大部分を占めている。

既存の活動においては、活動の価値が高くても、資金難や、行政の課題認識が不足することで、継続させていくことが困難になる。また、新しく地域で活動を始めようという動きが起こりづらい。その結果、まちの活気がなくなり、連帯が失われる。

さらには NPO として調査実態が及んでいるのが、認証 NPO 法人までであり、多くの団体数の割合を占める小規模な NPO については実際の活動、基盤が一般の人には見えてこないことが実情である。

見える範囲である認証 NPO（全国 6201 法人）や認定法人（1146 法人）であっても、ボランティアに対する還元を行えている団体は 50%強であり、実際の全体で考えてみると、対価なしで働かせている事例はさらに多いのではないかと予想される。

このような現状のままでは、無給のボランティアのみがその身を投げうって活動するだけとなり、専門性のある人材の育たない環境となる。

多くの人々はその活動によって助けられているが、無給であることはボランティア自体の責任感が着かず、ボランティアが無給であることで有給の同様の活動を行う人々を脅かし、その仕事自体の社会的地位を低下させることにつながってしまう懸念がある。

金銭が不足することとなれば生活を成り立たせることのできない人はボランティア活動を継続できなくなり、地域活動は停滞する結果となる。地域の課題が多様化、複雑化する中で、そういった NPO 団体は生活の上で欠かせない。地域コミュニティの希薄化が差別や格差、孤独化を生む可能性がある。

地域活動が活発なまちにすることで、活動にかかわるひとが、地域から離れたたくなることで、人口流出を防ぐことができる。

また、行政や企業の支援を得ることで、地域活動が活発化されると、そこに雇用が創出され、地域にとどまる人が増えるのではないかと考えた。

3. 現在みられる課題解決策とその問題点

金銭に着目した、地域コミュニティ活動の強化のために、現在みられる課題解決策として、クラウドファンディング型、基金型の支援、企業版ふるさと納税がある。NPO の支援として、認定 NPO 制度、NPO セイエンが存在する。

3.1 クラウドファンディング

クラウドファンディングとは「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファン

ディング) 」を組み合わせた造語で、「インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達する」こと(株式会社 CAMPFIRE HP)を意味する。

平成 23 年の地方自治法施行令が改正されたことにより第三者が寄付金を自治体等に代わって募ることが可能になった。そこで、クラウドファンディングを利用し、地域課題について解決を行うために自治体やその解決を求める団体や個人に対してのガバメントクラウドファンディングが行われるようになった。

その代表例として、株式会社 CAMPFIRE の取り組みがある。CAMPFIRE は日本最大のクラウドファンディングのプラットフォームである。その CAMPFIRE が掲載するプロジェクトの中には、地方公共団体が申請する、ふるさと納税型クラウドファンディングがある。通常のふるさと納税同様、返礼品制度も設けられている。

例えば、沖縄県糸満市が実施していたふるさと納税型プロジェクトでは、集まった金額を、糸満市漁業協同組合と相談の上、軽石被害に遭った漁業者への支援に充てるように記載されている。返礼品には、沖縄県名産のマンゴーや海鮮料理が用意されている。

他にも、個人が企画したプロジェクトに対し、高岡市が応援することでふるさと納税型プロジェクトとなった例もある。

以上のように、ふるさと納税にクラウドファンディングを組み込むことで、個人が好きな地域や組織を応援することが可能になる。地方公共団体側も、自分たちの抱える課題や、市民が取り組む事業に支援が得られ、税収を得られる。

一方で、通常のふるさと納税同様、返礼品による自治体間での優劣が発生してしまい、特産品を持たない自治体が劣勢に立たされてしまう。また、ふるさと納税がクラウドファンディングでできるということが浸透していない為か、掲載されているプロジェクト数は 40 件にとどまり、そのうち 8 割のプロジェクトの支援金は目標金額の 30% に満たない。

3.2 基金

基金は、公益財団法人等が運営をする。地域活動に取り組む NPO 法人や団体を募集し、審査の上、市民や企業から集めた資金から配分する。

代表例として、公益財団法人東近江三方よし基金の取り組みがある。

東近江三方よし基金は、「市民が一人ひとりのもてる力をそれぞれの場所で発揮しながら、更に広くまちづくり参画するとともに、「お互いさま」の心を持って連携・協力し進めていく必要」(東近江三方よし基金 HP)性を訴

え、市民より志あるお金を集め、社会的意義のある活動に活かす仲介的な役割を果たしている。設立時に、1口3000円からの寄付が、市民を中心に772名から集まった。また、本基金は、寄付にとどまらず、東近江市版SIB事業として、投資も可能になっている。更には、地元信用金庫や、他の組織と連携をし、休眠預金を活用した支援事業も行っている。

こうして集まったお金で、東近江三方よし基金では、複数の支援事業を行っているが、例えば、新型コロナウイルス対策緊急助成では、申請があった団体に対し、ガバナンスや実行可能性等、7つの選考基準に沿った審査が、大学教授や行政担当者の有識者により行われ、8団体に総額6000万円が助成された。

こうした基金への寄付を通して、地域に根差した団体を支援することができる。また、採択された事業者は、助成金を手にするだけでなく、審査を通して、地域貢献性が高い社会活動であるということも認められる。他にも、「若い世代が抱えている困難を地域の支え合いで解決できる社会」をめざす、ぎふハチドリ基金のように、ターゲットを限定した基金の仕組みもある。

一方で、規模が小さくない、地域に根差した基金のため、沢山の事業者に頻繁に助成ができるわけではない。また基金側としても、地域に根差している反面、地域外に関心が広がらず、寄付の輪はその地域に限定されてしまう。また、市民にとって、直接的に事業を支援することもできない。

3.3 企業版ふるさと納税

一方で、現在国として行っている地方創生事業に、「企業版ふるさと納税」がある。これは、地方公共団体が行う地方創生事業に対し、民間企業が寄附を行う制度である。寄附を実施した企業は、通常の前払の税控除の約3割に加え最大6割の税控除、合わせて最大9割の税控除を受けることが出来るシステムである。

また、寄附をすることで企業が地方公共団体に表彰されることや、企業名や企業概要が地方公共団体のHPで紹介される。企業側からすれば、税制面の優遇に加え、社会貢献をアピールすることが可能になる。近年はSDGsを地方創生事業に組み込む地方公共団体が増えてきたことから、SDGsへの貢献にもなる。

活用件数は2016年が747件、2017年が2355件、2018年が3475件、2019年が3380件でしたが、2020年に大幅に制度改革（最大9割の税控除）されると、11000件に大幅に件数を増やし、額も22億4900万円に達している。

具体例として、青森県十和田市では、冬季の観光の充実、強化を図り、新

規来訪者やリピーターの増加を目指した。そこに、隣町である三沢市の株式会社三沢奥入瀬観光開発と、宝産業株式会社が寄附をし、官民一体となった地域ならではの取り組み手法で観光コンテンツを確立することが可能になった。

2020年の制度改革によって企業が金銭だけではなく、専門的知識・ノウハウを有する人材を国からの支援を受けつつ地方公共団体に派遣することができる仕組みが作られている。寄附にとどまらない「ヒト」の支援は、地方公共団体にとっては専門知識やノウハウといった面や、関係人口が増えるといったメリットが多く、企業側にとっても、より貢献性のアピールがしやすく、人材育成の場としても期待できるなど、今後の展望が楽しみな制度である。

一方で、問題も多い。まず、すべての地方公共団体が企業版ふるさと納税制度を整えているわけではない。また、地方公共団体が作成し、内閣府に認められた地域再生計画内での事業に限られることから、自主的に活動するNPO法人や団体にとっては、地方公共団体から、事業を受託することがない限りは、まったく関係のない制度である。

さらに本制度では、企業の本社が所在する地方公共団体への寄附ができないことや、地方公共団体側が寄附先への経済的な見返りは禁止されていることから企業にとってのメリットもそれほど大きくならない。金銭的見返りが少なく企業側も決算が出る前に寄附をしなければならず、手間が大きいこともあり完全な普及には至っていない印象がある。

3.4 認定NPO制度

認定NPO制度は、NPOに対する寄付を促すことで、個人または企業に対して税制上の優遇措置を行う制度である。認定を受けるためには所轄省に申請書類を提出し、なおかつ以下に挙げる複数の条件を満たす必要がある。

- 1 パブリック・サポート・テスト(PST)※に適合すること(特例認定NPO法人は除く。)
- 2 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- 3 運営組織及び経理が適切であること。
- 4 事業活動の内容が適切であること。
- 5 情報公開を適切に行っていること。
- 6 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- 7 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- 8 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

※パブリック・サポート・テスト (PST) とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準のことである。NPO 法人が「相対値基準」、「絶対値基準」、「条例個別指定」のうち、いずれかの基準を選択できる。

(1) 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であることを求める基準

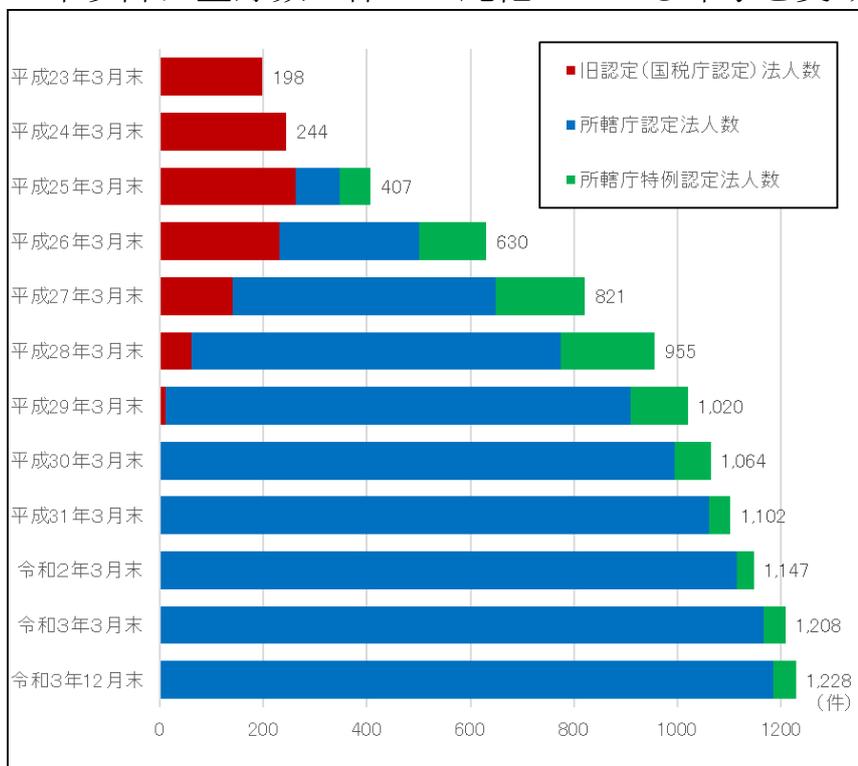
(2) 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数が、年平均100人以上であることを求める基準

(3) 条例個別指定

認定NPO法人としての認定申請書の提出前日までに、事務所のある都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていることを求める基準

認定NPO法人は改正法の施行（平成23年）から着実に数を増やしており、令和3年末には1228団体が認定を受けている。しかしグラフの通り、平成28年以降は登録数の伸びが鈍化している印象を受けることも事実である。



<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni>

また5万を超えるNPOが存在する日本において、この制度はNPOの活動を広

く支援しているとは言い難い。制度が浸透しない理由としては、手続きの煩雑さ、そして、認定を受けた場合のメリットがNPO側に認知されていない、といったものが挙げられる。幅広くNPOを支援するためには、認定NPO制度自体の見直し、または新たな制度が必要になるだろう。

「NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ」では、ネットワーク組織として代表してお金を集めるというかたちで資金調達をし、こども一人一人の食を支えながら、孤立を防ぐ活動を行っている。コロナ禍という厳しい状況の中、半数以上が活動を継続しており、NPOとしての良さを最大限に発揮している。

3.5 認定NPO法人シーズ（現セイエン）の取り組み

シーズでは、一般的なNPO法人の活動だけでなく、NPOを運営する人々への指導や支援の役割、またNPO法人の意見を統括して政府に訴えかける役割を果たしている。

○認定NPO法人を増やそうとする取り組み

シーズでは、認定NPO法人を増やす取り組みとして「認定とろう！NET」を設けている。このウェブサイトでは、認定NPO法人についての概要や、とり方、質問について掲載しており、認定がついていないNPO法人が1からでも認定を取得できるようサポートしている。

シーズでは、サイト上だけの発信ではなくセミナーなども実施することによって、認定NPO法人の輪を広げている。

<https://www.nintei-torou.net/>

○NPO法改正へのはたらき

特定非営利活動促進法の一部を改正するNPO法改正案は、2020年（令和2年）12月2日の参議院本会議にて全会一致で可決・成立した。今回のNPO法改正は、2016年（平成28年）改正時に附則に設けられた3年後の見直し規定に基づき、検討が進められ、シーズをはじめとしたNPO側からの要望等を踏まえ、以下のような改善を図る内容となった。

【NPO 法改正案の概要】

●（１）設立・定款変更時の縦覧期間の短縮

NPO 法人設立時や定款変更時に義務付けられている申請書類の縦覧について、縦覧期間を現行 1 ヶ月→2 週間に短縮するとともに、インターネットでの公開を規定

⇒NPO 法人の設立・定款変更手続きの迅速化

●（２）情報公開時の個人情報保護を強化

NPO 法人や認定 NPO 法人に義務付けられている、所轄庁や法人事務所等での役員/社員名簿・事業報告書等の情報公開において、役員・社員（正会員）等の「個人の住所」に関する部分を閲覧・謄写対象から除外

⇒情報公開とプライバシー（個人情報）保護の両立

●（３）認定 NPO 法人の年度報告書類の合理化

認定 NPO 法人等で毎年度終了後に義務付けられている役員報酬規程等提出において、規程の変更がない場合は添付を不要にし、一部項目の所轄庁提出を不要にしたうえで、認定申請時には記載事項である役員報酬金額等は追加するなど、簡素化・合理化を推進

⇒認定 NPO 法人等の事務負担軽減

●（４）【附則】NPO 法関連手続きのデジタル化推進

新型コロナ対応も含め、社会的な課題となっている各種行政手続きデジタル化推進の一環として、NPO 法関連手続きについてもデジタル化・オンライン化を推進することを附則で規定

⇒NPO 法人の事務負担軽減・手続迅速化

<https://www.npoweb.jp/2020/12/npo%e6%b3%95%e6%94%b9%e6%ad%a3%e6%a1%88%e3%80%81%e5%85%a8%e4%bc%9a%e4%b8%80%e8%87%b4%e3%81%a7%e5%8f%af%e6%b1%ba%e3%83%bb%e6%88%90%e7%ab%8b%ef%bc%81/>

○NPO が使える制度や社会資源の紹介

シーズのウェブサイト上にある、「change recipe」では、NPO 法人が利用できる制度や社会資源の紹介を行っている。あらゆる場面や状況に応じた対応の仕方など NPO 法人の運営には欠かせない情報の発信を行っている。

<https://www.npoweb.jp/changerecipe/>

4. グループとして考える課題解決策と、課題解決までの道筋

NPO 活動強化に向けた制度改革として、既存の NPO 認定制度に企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの仕組みの導入を提言する。

NPO 認定制度は先ほど説明したように、限定された条件の下で既存の寄付制度よりさらに大きな寄付に対するメリットがあるとする制度である。

ただし現状の NPO 認定制度は、先に述べたようにハードルが高く認定しづらいことから、全国約 50000 団体ある NPO のうち 1225 件のみ認められており、わずか 2%程度である。(2022/2/20 現在)

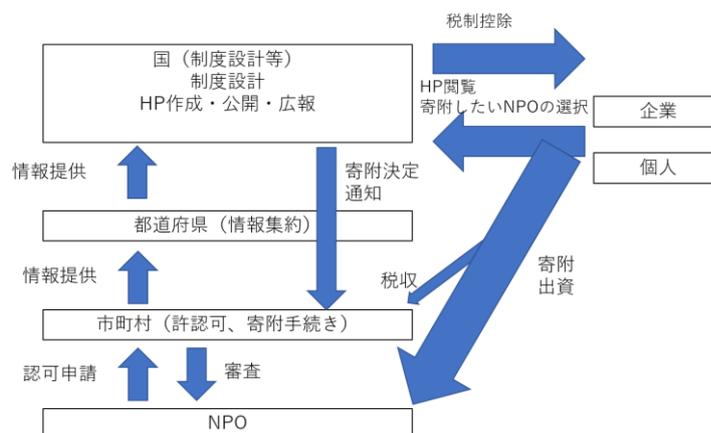
一方で既存の企業版ふるさと納税制度では、自治体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を企画立案し、それを地域再生計画として内閣府に提案し、その事業に対して企業が寄付をし、それを事後に自治体などの「地方創生応援税制」を申請するシステムとなっている (p 7 参照)。

しかしこの制度では、企画立案をする体力のない地方公共団体にとっては寄付を受けにくいシステムであることが指摘されている。さらに、地域活動団体は、その恩恵が受けられるかは、地方公共団体がふるさと納税に申請するかどうかにもよる。そこから、活動を受託できるのかにもよる。また、企業にとってみても企業版ふるさと納税によって自治体に表彰されることはあれども、上述したように、社会貢献活動をアピールする手段としてのメリットが低いのではないかと考えた。

そこで自治体が企画立案能力のある NPO に対して、自治体が活動を委任する形で、ふるさと納税制度やクラウドファンディングを用いて、自治体は NPO 団体の活動を監査することで、認定 NPO に準じた形で、より気軽に NPO が個人や企業から支援を受けることが出来るようになると思った。

4.2 課題解決までの道筋

制度設計



まず、寄附を受けたい NPO は、拠点である市町村に対し、申請を出す。そ

の申請において、定款、これまでの活動内容、予算書、寄附を受けたら実施したいこと、希望寄附額などを明記する。市町村は、申請を受け、NPOを審査する。審査基準は、組織ガバナンスや、計画性、妥当性などがあげられる。これらの審査基準は、国によって定められる。審査の結果、合格であったNPOについては、都道府県で集約を行い、国に情報を送る。県では、市町村や地域ごと、また、そのNPOの分類ごと(例えば、環境系、文化系、子育て系など)にまとめる。国は、県から送られてきた情報を、地方創生サイト内にまとめて公開をする。

企業や個人は、このサイトを通して、関心のあるNPOの活動を探し出し、寄附を行う。寄附には、一般の寄附と同じような税制控除が受けられるが、ふるさと納税同様、高い控除が可能とする。なお、寄附の際には、希望寄附額の10%上乗せの必要があり、その10%は、当該NPOのある市町村のNPO支援費として活用される制度とする。寄附の流れは、企業が選択したNPOが所在する市町村の担当とやりとりをする。市町村を介すことで、安全性が高まる。

こうした制度設計は、国が、現在行われている企業版ふるさと納税等のノウハウを利用し、行う。なお、地方公共団体に寄附をするという形式ではなく、NPOに寄附をするという形態になる。

上述しているように、認定NPO法人制度は、要件が厳しいことから、あまりにその認定率が低く、その制度をそのまま利用することは難しい。

5. 課題解決策の効果・副作用・残された課題

この解決策の効果として以下のようなものが期待できる。

まず、NPOなどの地域活動を行う人・団体にとっては、企業からの資金調達が容易になることで、経済的余裕が生まれ、活動の活発化につながると考えられる。

また行政にとっては、認定を受けた団体が地域活動を展開することで、地域活性化に向けた取り組みをそれらの団体に委託することができ、行政の負担軽減につながる。

さらに企業にとっては、社会貢献活動を明確にアピールする材料となり、近年非常に重視される企業の社会的責任を果たしていくことができるだろう。また地域活動やその活動を展開する団体と接することで、新たなビジネスが生まれる可能性も秘めているだろう。

副作用・残された課題

しかし、このような資金面を中心とした解決策には課題も残る。1つは、

地域活動を展開する人である。CSR の意識の広まりによって、資金提供をしたという企業は大企業を中心に一定数存在すると考えられる。だが特に少子高齢化が進む地方において、資金提供を受け、地域活動を展開したいと考える団体や個人がどれだけ存在するかについては不確定な部分があり、詳しい調査が必要である。このような課題が残りつつも、地域活動活性化へのボトルネックである資金面や環境面を整備することで、地方再生への足がかりとなることが期待できるだろう。

ほかの課題として「企業側のメリット」「継続性」「支援体制の確立」などが挙げられた。また、この制度を悪用する企業への規制やどの様に市民と密着していくかを考えなければいけない。

NPO と企業との関係性をどこまで持たせるかという問題点もあったが、まずはお金だけの出資と考えている。出資の金額についても、目標金額の設定を行うが、上限を超えても出資できる形をとっていく。

出資金額に対して、一部を市町村に還元するという制度であるので、その地域の NPO の成果次第で、各市町村に差が生まれてしまうかもしれない点にも不安が残る。

制度設計の段階で、大規模な NPO 団体を制度の対象から外さなかった場合、力のある NPO 団体が企業からの支援を一手に受けてしまい、小規模な NPO が本制度の恩恵を受けられない可能性がある。

6. メンバー（氏名のみ記載）※リーダーに☆、サブリーダーに○を付ける

☆和田孝太	○伊東葉菜
徳丸貴奎	山崎萌衣
竹平陽	田上幹汰

【参考・引用サイト】

総務省「地方財政制度」

[総務省 | 地方財政制度 \(soumu. go. jp\)](https://www.soumu.go.jp/)

中小機構 アンケート結果に見る NPO の現状

https://www.smrj.go.jp/doc/research_case/H20npo_2-1-2.pdf

令和2年度 特定非営利活動法人に関する実態調査

https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/R2_houjin_report.pdf

日本の環境 NPO/NGO の活動と課題に関するアンケート調査報告書

<https://www.nies.go.jp/whatsnew/jqjm1000000xlvct-att/jqjm1000000x1xh3.pdf>

糸満市軽石被害クラウドファンディング

https://camp-fire.jp/projects/view/530548?list=local_theme_type_furusato_popular

高岡市古民家コミュニティカフェクラウドファンディング

https://camp-fire.jp/projects/view/511621?list=local_theme_type_furusato_popular

株式会社 CAMPFIRE HP 「クラウドファンディングとは」

<https://camp-fire.jp/crowdfunding>

公益財団法人東近江三方よし基金 HP

<https://3poyoshi.com/>

認定特定非営利活動法人ぎふハチドリ基金 HP

<http://gifunpo-fund.org/wp/>

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生 「企業版ふるさと納税ポータルサイト」

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生 「制度概要」

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R031126gaiyou.pdf>

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生「企業版ふるさと納税活用事例集」

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2jireisyu.pdf>

内閣府 NPO ホームページ 認定制度について

<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninteiseido#PST>

「新型コロナウイルス影響下における NPO 支援センター調査」 調査結果と、そこから見える今後の NPO 支援センターの取り組みと課題 報告書

<https://www.jnpoc.ne.jp/wp-content/uploads/2021/10/eeee05201f70fd9fe5c6d3ac29549a26.pdf>

ニュース和歌山「コロナ禍 NPO に打撃」 https://www.nwn.jp/news/210911_covidnpo/

西日本新聞 HP「コロナ禍の子どもたちに食べてほしい「フードバンク」広がる支援」

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/826917/>